

別紙（第7条関係）

1 要介護者利用料金

(1) 地域密着型通所介護 基本料金（1日につき）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	415単位	476単位	538単位	598単位	661単位
4～5時間未満	435単位	499単位	564単位	627単位	693単位
5～6時間未満	655単位	773単位	893単位	1010単位	1130単位
6～7時間未満	676単位	798単位	922単位	1045単位	1168単位
7～8時間未満	750単位	887単位	1028単位	1168単位	1308単位

(2) 加算される料金（1日につき）

項目	利用料金	備考
入浴介助加算Ⅰ	40単位	入浴を利用した場合
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	計画書に基づき実施した場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	いずれか一つ	介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている
サービス提供体制強化加算Ⅱ		介護福祉士が50%配置されている
サービス提供体制強化加算Ⅲ		介護福祉士が40%以上、または勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置されている

※上記料金に市町村から通知された負担割合証に応じた額が自己負担となります。

※その他の加算

1 介護職員処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の5.9%を乗じて算定します。

2 介護職員等特定処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率の1.2%を乗じて算定します。

3 地域区分加算（6級地）：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の2.7%を乗じて算定します。（1単位あたり10.27円になります）

※利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算します。

2 要支援者および事業対象者利用料金

(1) 第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス） 基本料金（1月につき）

項目	1ヶ月の単位数
通所型サービス1	1,672単位
通所型サービス2	3,428単位

(2) 加算される料金（1月につき）

項目	利用料金		備考
運動器機能向上加算	通所型サービス1、2	225単位	個別計画書作成、サービス実施、評価、見直しの実施。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	通所型サービス1	88単位	介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている
	通所型サービス2	176単位	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	いずれか一つ	通所型サービス1	介護福祉士が50%配置されている
		通所型サービス2	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	いずれか一つ	通所型サービス1	介護福祉士が40%以上、または勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置されている
		通所型サービス2	

※上記料金に市町村から通知された負担割合証に応じた額が自己負担となります。

※その他の加算

1 介護職員処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の5.9%を乗じて算定します。

2 介護職員等特定処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率1.2%を乗じて算定します。

3 地域区分加算（6級地）：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の2.7%乗じて算定します。（1単位あたり10.27円になります）

(3) 介護保険対象外サービス

項目	利用料金	
食費	640円/日	全額自己負担 10:00までキャンセル可
おやつ代	60円/日	

レクリエーション材料費	実費相当分	
おむつ代	パット1枚－50円 おむつ1枚－70円 もしくは同等の物を持参していただく	

3 キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかる。

項 目	キャンセル料
①ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	利用料金の10%
③ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料金の25%

※上記金額は、全額自己負担となります。